

2026年1月16日

沖縄県ダンススポーツ連盟

JDSF 沖縄会員の皆様への御案内・・・ JDSF 安谷屋会長、顧問（仲嶺）

沖縄県総合運動公園（以下「KENSO」と称す）体育館におけるダンスシューズの利用について

上記 KENSO 体育館におけるダンスシューズの利用について、沖縄県土木建築部都市計画課並びに沖縄県総合運動公園指定管理者及び沖縄県ダンススポーツ連盟で検討した結果、以下の通り沖縄県から体育館利用に関する指針が示されましたので、会員並びにダンス愛好家の皆様にその内容について周知致します。

<沖縄県からの指針>

対応方針：ダンスシューズによる体育館利用を許可する。ただし、以下条件を付する。

- ①床を損傷させる可能性が高いシューズは利用不可（ヒールタイプ、靴底に布や革製の保護がされていない又は損傷したままとなっている場合）
- ②利用者において、利用前後に床の損傷の有無を確認する。利用により損傷が生じた場合は、管理者へ報告するとともに原則補修すること。
- ③サブアリーナのみを借用対象とする。床損傷の可能性、音量による他利用者からの苦情事例、鏡設置状況等を勘案して、サブアリーナでの利用としていただきたい。

<仲嶺補足>・本件については、2023年10月頃に従来のフローリング床材から現在のシート張りに改装されましたが、これまで床材の一部でダンスシューズによる傷跡が確認されたという沖縄県側の主張とシート張り構造の安全性を考慮してダンスシューズの使用禁止になった経緯があります。その後は運動靴に工夫をして利用していましたが、やはりフットワーク等に違和感（特に女性はある程度のヒールの高さが必要ですので）があり、複数の利用者から要請があり、今回の調整に至った次第です。

・調整の際に靴メーカーの写真と、新品の男子のダンスシューズ、女子のティチャーズシューズを提示して床に触れる面のフットワークの説明をしました。基本的に靴底が損傷していないシューズを利用すること、損傷している場合はヒールカバーで補修をすることになっています。

・皆様におかれましては、対応方針①、②、③の指針を遵守していただき、違反した場合は沖縄県及び施設管理者から利用をお断りすることもありますのでご注意ください。